

第1章 平成27年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農林水産業は、農林水産業就業者数の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にある一方、大規模経営の出現や若者を中心とした田園回帰といった新たな動きも見られてきたところである。

2015年農林業センサスにおいても、農業経営体の減少や高齢化が進む一方で、法人経営の増加や経営規模の拡大、農村集落における地域資源の保全活動の増加といった動向が明らかになっている。

こうした状況の中、農林水産業・農山漁村の潜在力を最大限に引き出し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創りあげていくことが不可欠であることから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や、平成27年3月に改訂された新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、「攻めの農林水産業」の積極的な展開を行った。

あわせて、平成27年10月のTPP合意を受け、新たな国際環境の下においても生産者が安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策を実施した。

2 講じた施策の重点

(1) 攻めの農林水産業・農政改革の着実な実施

現場の農業者による所得向上のための取組が進むよう、施策の実行状況の確認や更なる加速化に向けた検討を行った。

省内における「攻めの農林水産業実行本部」や官邸の「産業競争力会議」、「農林水産業・地域の活力創造本部」においては、日本の農産水産物・食品の輸出促進や6次産業化、農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化といった農政改革の着実な実行と、戦略的インバウンドの推進等の新たな戦略的取組の報告等が行われた。

こうした議論を踏まえ、平成27年6月には「日本再

興戦略改訂2015－未来への投資－生産性革命」等が閣議決定され、農林水産関係では、一連の農政改革を着実に実施しつつ、ミラノ国際博覧会やオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした新たな需要フロンティアの取込みや農地中間管理機構の機能強化、インバウンド対策の強化等の施策の深化を図ることとされた。

また、規制改革会議においては、遊休農地の課税強化・軽減の取組とともに、バターの需給など牛乳・乳製品をめぐる情勢等について議論が行われた。

(2) 環太平洋パートナーシップ合意を受けた政策対応

世界のGDPの約4割、人口の1強を占めるアジア太平洋地域の経済圏をカバーし、物品関税の削減・撤廃のみならず幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものとしてアベノミクスの「成長戦略の切り札」として掲げられていた環太平洋パートナーシップ(TPP)の交渉は、平成27年10月5日に大筋合意、翌年2月4日に署名が行われた。我が国の農林水産物は、重要5品目を中心に関税割当やセーフガード等の措置を確保するなど、最善な交渉結果を獲得した。

一方で、関税削減等による長期的な影響も見込まれたことから、同年11月に政府全体で「総合的なTPP関連政策大綱」を取りまとめ、農林水産分野では①「攻めの農林水産業への転換」として集中的に講じる農林水産業の体質強化対策、②「経営安定対策・安定供給のための備え」として協定発効に合わせて行う経営安定対策の充実等、③農林水産業の成長産業化を一層進めるために検討の継続項目として掲げた12項目について翌年秋を目途に具体的内容の検討を行うこととした。このうち、①の体質強化対策については、平成27年度補正予算で必要な予算を措置するとともに、②の経営安定対策関連では、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出され、牛・豚マルキンの法制化等が盛り込まれた。

あわせて、合意内容や国内対策の内容を地方公共団体及び関係団体、関係者等に丁寧に説明するため、全国各地で説明会を実施するとともに、各種資料の公表や地方参事官ホットラインの開設等の取組を行った。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成27年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,302億円となった。

また、平成27年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,535億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額2,390億円となっている。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする所要の税制措置が講じられた。

(1) 農業経営の安定化

- ア 農業経営基盤強化準備金制度の拡充及び2年延長（所得税・法人税）
- イ 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- ウ 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長等（不動産取得税）
- エ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税、不動産取得税）

(2) 農山漁村の活性化

振興山村における工業用機械等の特例措置の見直し及び2年延長（所得税・法人税）

5 農業金融

株式会社日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の貸付計画額を4,000億円とした。貸付実績は、農業経営向けの主要な資金として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）が2,092億円となっている。

また、農協や民間金融機関等が融資を行う農業近代化資金の貸付実績は414億円となっている。

6 立法措置

第189回国会（通常国会）において、

- ・「競馬法の一部を改正する法律」（平成27年法律第18号）
- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」（平成27年法律第30号）
- ・「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号）
- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水

産省関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第70号）

が成立した。

第2節 林業

1 施策の背景

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。また、現在の我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

さらに、我が国の林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材需要の7割近くは依然として輸入材により占められており、また、長年にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産・流通構造の改革の遅れなど、引き続き厳しい状況にある。このため、国内の森林資源が十分に利用されず、また、適切な森林整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されている。さらに、東日本大震災による被災地では、津波により被災した海岸防災林の復旧・再生、原子力災害からの復興等は引き続き大きな課題である。

こうした中、農林水産省では、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等を進めるとともに、国有林野の管理経営や東日本大震災からの復興にも取り組んでいる。

平成27年、政府は、6月に「日本再興戦略」改訂2015」と「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定するとともに、12月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」を閣議決定した。これらの戦略や基本方針においては、林業の成長産業化を推進することとし、森林資源のフル活用に向けて、バランスの取れた木材需要を創出し、需要に応じた安定供給体制を確立することに加え、林業の生産性の向上を図るとともに、林業の担い手の育成・確保を進めるなどとしている。

2 講じた施策の重点

- (1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に

発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林資源を循環利用し安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに森林吸収量の確保を図るための森林整備や、集中豪雨・地震等に対する山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。また、森林の有する多面的機能の発揮や山村の活性化のため、地域の活動組織等が実施する保安全管理や施業集約化に必要な森林情報の収集等の取組に対して支援した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、林業への就業前の青年に対する給付金や、「緑の雇用」事業のメニューの拡充等により林業を担う人材の育成を推進するとともに、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した次世代型の架線系林業機械の開発等を推進した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、CLT（直交集成板）の強度データの収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進した。また、国産材の安定的かつ効率的な供給等を図るため、高性能林業機械、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利活用施設の整備等を推進した。

(4) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に対する適切な対応及び森林・林業の再生への貢献のため、公益重視の管理経営を一層推進した。また、組織、技術力及び資源を活用して、林業技術の開発普及及び人材育成をはじめとした民有林に対する指導やサポート等を積極的に実施した。

(5) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導する

とともに、国、地方公共団体等からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導した。

3 財政措置

(1) 財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

（単位：百万円）

区 分	27年度
林業関係の一般会計予算額	357,000
治山事業の推進	66,446
森林整備事業の推進	146,885
災害復旧等	15,660
保安林等整備管理	491
森林計画	925
森林の整備・保全	4,535
林業振興対策	6,594
林産物供給等振興対策	4,429
森林整備・林業等振興対策	31,700
林業試験研究及び林業普及指導	10,019
森林病虫害等防除	870
林業金融	62
国際林業協力	217
森林整備地域活動支援対策	150
その他	68,017
東日本大震災復興特別会計予算額	50,213
国有林野事業債務管理特別会計予算額	321,125

注1 予算額は補正後のものである。

注2 一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修、④民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通

する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策、⑥市町村の森林所有者情報の整備等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

4 税制上の措置

林業に関する税制について、平成27年度税制改正において、①山林所得に係る森林計画特別控除について、収入金額が2,000万円超の者の2,000万円を超える部分の控除率を10%とした上で、適用期限を3年間延長すること（所得税）、②林業・木材加工業・木材市場業・堆肥製造業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長すること、③森林組合等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年間延長すること、④特定中小企業者等に該当する林業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象者から認定経営革新等支援機関等（森林組合を含む。）を除外する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること（所得税、法人税）、⑤森林組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年間延長すること（法人税）、⑥独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年間延長すること等の措置を講じた。

5 林業金融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要長期低利資金について、貸付計画額を224億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

6 立法措置

第190回通常国会に、林業の成長産業化を実現するため、「森林法等の一部を改正する法律案」を提出した。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その津波によって多くの人命を奪うとともに、我が

国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月28日策定）等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

政府は、平成24年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業経営安定対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

平成27年度

項 目	通常分	復旧・ 復興対策分	合 計
合 計	232,302	165,525	397,827
非公共(計)	148,658	17,860	166,517
公共(計)	83,645	147,665	231,310
一般公共	80,835	28,567	109,402
水産基盤整備	80,131	28,547	108,678
漁港海岸	704	20	724
災害復旧	2,810	119,098	121,908

注：1) 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

2) 金額は補正後予算額である。

3) 上記のほか、東日本大震災復興交付金を復

興庁に計上。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

石油石炭税については、農林漁業用A重油に対する石油石炭税(温対税を含む)の免税・還付措置の適用期限を3年間延長し、農林漁業用軽油に対する石油石炭税(温対税のみ)の還付措置の適用期限についても3年間延長した。法人税、法人住民税、法人事業税については、中小企業等の貸倒引当金の特例(漁業協同組合等関係)について、割増率を10%(現行12%)に引き上げた上で適用期限を2年間延長した。また、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除[中小企業投資促進税制](漁業協同組合等関係)の対象資産から器具備品を除外等した上で適用期限を2年延長した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、平成23年度に引き続き、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金)の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。

6 立法措置

第190回通常国会に、漁業経営の安定を図るため、「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案」を提出した。